

2018年度
関西学院大学ロースクール
A日程

一般入試（法学既修者）

商 法 問 題

《12:30～14:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【商 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。
解答に際しては、根拠条文を必ず明示すること。

Y株式会社（以下「Y会社」という。）は、資本金30億円、発行済株式（すべて普通株式）の総数150万株であり、その株式を東京証券取引所のマザーズ市場に上場している。Y会社の定款には、取締役会および監査役会を設置する旨、ならびに議決権行使の代理人はY会社の株主に限る旨の定めがある。Y会社においては、平成29年6月26日に定時株主総会（以下「本件総会」という。）が開催され、Y会社の株式3万株を保有する地方公共団体A市の職員B（Y会社の株主ではない）も本件総会に出席して、A市保有の株式につき議決権を行使した。

〔設問1〕 Y会社の定款におけるような、「議決権行使の代理人は自社の株主に限る」旨の規定は有効か。

〔設問2〕 Y会社の株主Xは、Bによる議決権行使は、Y会社の定款規定に照らして違法であるとして、提訴期間内に、本件総会につき決議取消しの訴えを提起した。この訴えは認められるか。

2018年度 A日程入試 採点基準等(商法)

1 論点

議決権行使の代理人の資格を自社の株主に限る旨の定款規定の効力(会社310条)と決議取消の訴え(会社831条1項1号)

2 採点基準

- ① 議決権行使の代理人の資格を自社の株主に限る旨の定款規定の効力につき、しっかりとした理由付けのもとに結論を導き出していること

「株主総会の攪乱のおそれ」および「合理的理由に基づく相当程度の制限」という2つのキーワードが指摘できているかどうかのポイントになる。

- ② 上記論点につき、仮に判例の理解に従って当該定款規定を有効であると解した場合に、本人たる株主が地方公共団体であったり、あるいは会社等の法人であった場合に、株主でない議決権行使の代理人(職員あるいは従業員)が議決権を代理行使したときは、それが決議方法の法令違反として、決議取消事由になるかどうかについて、①で指摘した理由を踏まえた当てはめが行われていること

判例や多数説の理解では、地方公共団体の職員あるいは法人の従業員は、これらの者が株主ではない場合であっても、適法に議決権の代理行使をなし得ると解している。この点を①で指摘した理由付けから「総会攪乱のおそれ」はないこと、むしろ本人の意思に反する議決権の代理行使は懲戒処分の対象となる可能性があることなどの理由を付して、代理行使は有効、したがって決議取消の訴えは認められないという結論が導かれているかどうか(会社法831条1項1号の決議方法の法令違反に該当するかどうかという点を含めて)。

3 配点

[設問1] 15点 [設問2] 10点

* なお、必要な条文が引用されていない場合には、1点減点とする。

4 採点講評

設問1については、基本論点であることから、皆、それなりの論述ができていたが、設問2が意外と難しい。このような定款規定を有効と考えると、逆にBによる議決権行使は定款違反ではないかという疑問がわいてくる。この点、株主総会取消の訴えの要件・文言を踏まえながら、最高裁判決の意味するところを受験生なりに悩んで書いて欲しかった。